

西村あさひ法律事務所

中国の個人情報の越境移転について
ー中国個人情報保護法 38 条 1 項を巡ってー

中国ニューズレター

2022 年 9 月 1 日号

執筆者:

E-mail 張 翠萍

E-mail 盧 月亭

E-mail 陳 致遠

1. はじめに

中国個人情報保護法(以下「PIPL」という。)では、個人情報取扱者による中国国外への個人情報の提供(以下「個人情報越境移転」という。)に係る基本的な枠組み¹が定められている一方、個人情報越境移転を行う個人情報取扱者に求められる条件の充足、即ち、個人情報取扱者が個人情報越境移転を行うために講じるべき前提たる手段(以下「個人情報越境移転の前提手段」という。)に関する具体的な基準や手続等の制定については、国家インターネット情報部門、即ち、国家インターネット情報弁公室(以下「CAC」という。)に委ねるとされている(PIPL38 条 1 項)。多くのグローバル企業は、関連する立法動向に注目している。

そのような中、今年 6 月以降、CAC 以下の機関による関連法令・規範の意見募集や制定が進み、全国情報安全標準化技術委員会秘書処が 6 月 24 日付で個人情報越境取扱活動安全認証規範(以下「安全認証規範」という。)を公布したことに続き、CAC は、6 月 30 日に「個人情報越境標準契約規定(意見募集稿)」(以下「標準契約規定案」という。)を公示したのみならず、それぞれ、7 月 7 日に「データ越境安全評価弁法」(以下「安全評価弁法」という。)、8 月 31 日に「データ越境安全評価申告ガイドライン(第 1 版)」(以下「安全評価申告ガイドライン」という。)を公布した²。このように、PIPL38 条 1 項に定める個人情報越境移転の前提手段に係る関連細則が揃いつつあり、越境移転に係るデータコンプライアンス体制の整備は、グローバル企業にとって喫緊の課題といえる。本稿では、個人情報越境移転の前提手段について、全体像を紹介のうえ、グローバル企業にとって関心の高い前提手段に係る選定・ポイントや共通事項である個人情報保護影響評価及び個人情報越境移転関連契約の内容を中心に、グローバル企業が留意すべきことについて概観してゆく。

なお、読みやすさの観点から、以下では、個人情報越境移転を行う個人情報取扱者を「移転元」、移転先である中国国外の受領者を「移転先」という。

2. 個人情報越境移転の前提手段の全体像

まず、PIPL38 条 1 項では、移転元は、業務等の必要性により、移転先に対し個人情報越境移転を行う必要が確実にある場合には、次のいずれか一つの条件を具備しなければならないとされており、即ち、個人情報越境移転の前提手段を講

¹ 詳しくは、弊所 HP 掲載の「中国個人情報保護法の解説 - 日本企業が留意すべき点を中心に - (2021 年 9 月 3 日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_210903.html)の「3. 個人情報の越境移転(越境提供)及びデータローカライゼーション」を参照されたい。

² これらの法令・規範(意見募集稿を含む。)の内容に関する詳細な説明については、それぞれ、安全認証規範及び標準契約規定案は弊所 HP 掲載の中国最新法令・政策動向速報(2022 年 7 月 15 日号)(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220715.html)を、安全評価弁法は弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022 年 8 月 15 日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220815.html)を参照されたい。なお、安全評価申告ガイドラインでは、データ越境安全評価の申告方法、申告手順及び申告資料等の具体的な要求について説明がなされている。その詳細については、「中国最新法令・政策動向速報(2022 年 9 月 15 日号)」にて掲載する予定である。

じることが求められる。

- ・ PIPL40 条³に従い、CAC が組織する安全評価に合格すること(以下「安全評価」という。)
- ・ CAC の規定に従い、専門機構が行う個人情報保護認証を経ること(以下「安全認証」という。)
- ・ CAC の制定する標準契約に従い移転先と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定すること(以下「標準契約の締結」という。)
- ・ 法律・行政法規又は CAC の定めるその他の条件

現時点では、個人情報越境移転の前提手段は、基本的に、①安全評価、②安全認証及び③標準契約の締結の 3 つに分かれる。かかる前提手段に関する立法の状況は、「1.はじめに」でも触れたが、下表のとおり纏めることができる。

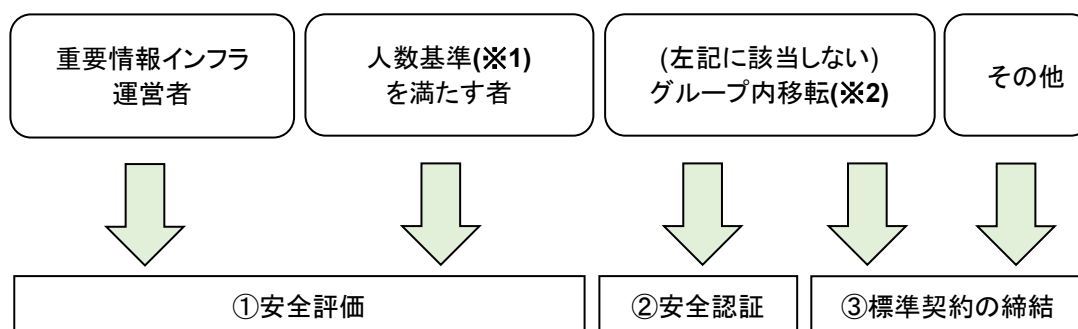
前提手段	関連法令・規範	制定・起案機関	公布・公示日	備考
①安全評価	安全評価弁法	CAC	2022 年 7 月 7 日公布、同年 9 月 1 日施行	-
	安全評価申告ガイドライン	CAC	2022 年 8 月 31 日公布、同年 9 月 1 日施行	-
②安全認証	安全認証規範	全国情報安全標準化技術委員会秘書処	2022 年 6 月 24 日公布、同日施行	今後 CAC が安全認証に係る法令を制定すると思われる。
③標準契約の締結	標準契約規定案	CAC	2022 年 6 月 30 日公示、同年 7 月 29 日まで意見募集	-

次に、上表の関連法令・規範に基づき、個人情報越境移転の前提手段に関する基準や手続等について説明し、個人情報越境移転を行う際の留意事項について提示する。

3. 個人情報越境移転の前提手段の選定・ポイント

(1) 前提手段の選定

個人情報越境移転の実施にあたり、かかる越境移転の場面や個人情報取扱主体の性質等の要素を分析のうえ、しかるべき前提手段を選定して越境移転を実施することになる。かかる前提手段の選定方法については、PIPL に依拠し、安全評価弁法、安全認証規範及び標準契約規定案を踏まえ、下図のとおり纏めることができる。



³ PIPL40 条 重要情報インフラ運営者及び取り扱う個人情報に国家インターネット情報部門の定める数量に達する個人情報取扱者は、中国国内において収集し、及び生じた個人情報を国内において保存しなければならない。中国国外に提供する必要が確実にある場合には、国家インターネット情報部門が組織する安全評価に合格しなければならない。法律・行政法規及び国家インターネット情報部門が安全評価を行わなくてよい旨を定める場合には、その規定に従う。

(※1)人数基準とは、以下のいずれかの場合を指す⁴。

- 100 万人分以上の個人情報を取り扱っている場合
 - 前年 1 月 1 日以降、累計で 10 万人分の個人情報又は 1 万人分のセンシティブ個人情報の越境移転を行った場合
- 上記により、取扱いに係る個人情報主体の人数が基準とされているため、個人情報越境移転を行っている、又はそれを行う予定の移転元は、取扱いに係る個人情報主体の人数を把握する必要がある。特に現時点では上記基準に該当しない移転元にとっては、個人情報越境移転の前提手段として、②安全認証又は③標準契約の締結を行えばよいが、対象人数が増えていき、その基準に該当するようになった場合には、新たに①安全評価を申告する必要がある点に留意されたい。

(※2)グループ内移転とは、多国籍企業又は同一の経済、事業エンティティに属する子会社若しくは関連会社間の個人情報越境移転を指す⁵。

(2) 各前提手段のポイント

① 安全評価

上図のとおり、重要情報インフラ運営者及び人数基準を満たす者が個人情報越境移転を行う場合は、安全評価を申告し、それに合格しなければならない。また、安全評価を申告する前に、移転元は、安全評価弁法の規定に従った下記の対応が求められる。

- ・ 個人情報越境移転に関するデータ越境リスク自己評価を行い、その報告書を作成すること。
- ・ 移転先と締結予定の契約案を準備すること。

② 安全認証

安全評価が必要な場面に該当しないことを前提に、グループ内移転の場合は、個人情報越境移転の前提手段として、安全認証を利用することができる⁶。かかる安全認証を受ける際には、グループ内の移転元が申請者となる。また、安全認証取得のためには、安全認証規範に照らした下記対応が求められる。

- ・ 移転元・移転先間で個人情報越境移転に関する契約を締結すること。
- ・ 移転元又は移転先のいずれにも個人情報保護責任者及び個人情報保護機構を設置すること。
- ・ 移転元及び移転先が統一的な個人情報越境取扱規則を遵守すること。
- ・ 移転元が事前に個人情報保護影響評価を行うこと。

③ 標準契約の締結

安全評価が必要な場面に該当しないことを前提に、グループ内移転を含む全ての個人情報越境移転の場合は、標準契約規定案が正式に公布・施行されれば、それに従い、個人情報越境移転の前提手段として、標準契約の締結を利用することができる。標準契約規定案によれば、標準契約の締結のほか、移転元には、下記対応が求められる。

- ・ 個人情報越境移転の前に、個人情報保護影響評価を行うこと。
- ・ 標準契約の発効日から 10 営業日以内に、標準契約及び個人情報保護影響評価報告を所在地の省レベルのネットワーク情報部門に届け出ること。

⁴ 安全評価弁法 4 条

⁵ 安全認証規範 2 条

⁶ もっとも、安全評価が不要な個人情報越境移転については、PIPL では、CAC の規定に従い、専門機構が行う個人情報保護認証を経るという選択肢が用意されているところ、かかる CAC に先だって全国情報安全標準化技術委員会秘書処が制定した安全認証規範においては、個人情報越境移転に関する認証の適用対象をグループ内移転の場合に限定されている。これにより、グループ内移転以外の場合は、安全認証という選択肢がなくなったものと思われる。この点に関しては、今後の CAC による安全認証に係る法令の制定を引き続き注視する必要がある。

4. 個人情報越境移転の前提手段の共通事項

上記各前提手段の概要からすれば、かかる前提手段を講じるための共通の対応事項として、(i)移転元による個人情報保護影響評価(又はデータ越境リスク自己評価)の実施及び(ii)移転元と移転先との個人情報越境移転関連契約の締結が挙げられる。

(1) 個人情報保護影響評価について

安全評価の場合においてデータ越境リスク自己評価が必要とされ、又は安全認証若しくは標準契約の締結の場合において個人情報保護影響評価が必要とされるのは、いずれも、PIPL における、個人情報越境移転を含む一定の個人情報の取扱いに際し個人情報保護影響評価を事前に行う必要がある旨の定め⁷⁾に基づくものと考えられる。なお、評価対象事項については、PIPL56 条 1 項では、個人情報保護影響評価を要するすべての個人情報取扱いに共通する評価対象事項に係る抽象的な定めにとどめているが⁸⁾、安全評価弁法、安全認証規範及び標準契約規定案では、個人情報越境移転にフォーカスした、より具体的な評価対象事項が定められている。そのうち、安全認証の場合、個人情報保護影響評価は、PIPL56 条 1 項に定める共通評価対象事項のほか、移転先の所在国・地域の法律環境、サイバーセキュリティ環境による個人情報主体の権益への影響が評価対象事項として特に強調されている。また、安全評価の場合におけるデータ越境リスク自己評価及び標準契約の締結の場合における個人情報保護影響評価については、より多くの評価対象事項が定められているが、かかる評価対象事項には共通しているものが多い。そのため、標準契約の締結の場合において重点的に評価する必要のある事項を以下に例示する。

- (i) 移転元及び移転先の個人情報の取扱いに係る目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性
- (ii) 越境対象個人情報の数量、範囲、類型、センシティブレベル、個人情報の越境が個人情報の権益にもたらす可能性のあるリスク
- (iii) 移転先が負担することを承諾した責任・義務、並びに責任・義務を履行するための管理及び技術措置、能力等が越境対象個人情報の安全性を保障することができるか否か。
- (iv) 越境後の個人情報に係る漏えい、毀損、改ざん、濫用等のリスク、個人が個人情報の権益を維持・保護するためのルートが円滑であるか否かなど
- (v) 移転先の所在国・地域の個人情報保護政策・法令が標準契約に及ぼす影響
- (vi) 個人情報の越境の安全性に影響を及ぼす可能性があるその他の事項

移転元は、個人情報保護影響評価(又はデータ越境リスク自己評価)を行う際、その進め方について、「情報安全技術個人情報安全影響評価ガイダンス」(GB/T39335-2020)を参照することが考えられる。当該ガイダンスでは、評価実施の流れ(準備作業、データマッピングの分析、リスクの識別、個人権益への影響分析、セキュリティリスクの総合的な分析等)が案内されている。もっとも、当該ガイダンスは個人情報越境移転の場面に特定されたものではないため、当該ガイダンスを評価実施方法の参考にするとともに、個人情報越境移転に関する評価対象事項にフォーカスして対応する必要がある。

また、上記評価対象事項のうち、多くは移転元又は移転先の社内体制に関するものであるが、移転先の所在国・地域の

- 7 PIPL55 条によれば、次の各号のいずれかに該当する場合には、個人情報取扱者は、事前に個人情報保護影響評価を行い、かつ、取扱いの状況について記録を行わなければならない。
- (i) センシティブ個人情報の取扱い
 - (ii) 個人情報を利用した自動化された意思決定の実施
 - (iii) 個人情報取扱いの委託、他の個人情報取扱者に対する個人情報の提供及び個人情報の公開
 - (iv) 国外に対する個人情報の提供
 - (v) 個人の権益に対し重大な影響を及ぼすその他の個人情報取扱活動
- 8 PIPL56 条 1 項によれば、個人情報保護影響評価には、次の各号の内容が含まれなければならない。
- (i) 個人情報の取扱いの目的、取扱方法等が適法、正当かつ必要であるか否か。
 - (ii) 個人の権益に対する影響及び安全リスク
 - (iii) 講じた保護措置が適法かつ効果的であり、リスクレベルにも対応しているか否か。

法律環境等も挙げられている。社内体制に関するものについては、上記評価対象事項の項目どおりに整理して分析・評価すればよいが、移転先の所在国・地域の法律環境等については、評価対象事項の項目がやや不明確であるといえる。この点に関し、標準契約規定案における標準契約の条項を参考に、下記項目に沿って移転先の所在国・地域の法律環境等について確認・評価することが考えられる。

- ・ 当該国・地域の現行個人情報保護法令及び一般的な適用基準
- ・ 当該国・地域の加盟した個人情報保護に関する地域的又は全世界的な組織及びその締結した拘束力を有する国際約束
- ・ 当該国・地域の実行する個人情報保護メカニズム
- ・ 個人情報主体が当該国・地域で司法救済を求める可能性

(2) 移転先との個人情報越境移転関連契約について

上述のとおり、個人情報越境移転の前提手段のいずれにおいても、移転元と移転先による個人情報越境移転関連契約の締結が求められている。そのうち、個人情報越境移転の前提手段として、標準契約の締結を利用する場合は、CACが制定した標準契約そのものを締結する必要があり、また、個人情報越境移転に関連して締結するその他の契約は、標準契約と抵触してはならないとされている⁹。他方、安全評価及び安全認証の場合は、個人情報越境移転関連契約において最低限定めるべき項目がそれぞれ指定されている。以下では、標準契約の概要を纏め、安全評価及び安全認証の場合における個人情報越境移転関連契約に関する留意点について提示する。

① 標準契約について

まず、標準契約規定案によれば、標準契約において、移転元及び移転先は、それぞれ以下の旨の表明保証を行うことになる¹⁰。

移転元
(i) 個人情報の取扱いが適法であり、必要最小限原則を遵守すること。 (ii) 個人情報主体に告知し、(同意が必要な場合は)個別の同意を取得していること。 (iii) 個人情報主体に対し、本契約の第三者受益者と定めたことを告知していること。 (iv) 移転先による本契約の履行及び技術・管理措置の実施可能を確認していること。 (v) 移転先の請求により、法令規定や技術標準を提供していること。 (vi) 移転先の個人情報の取扱活動に関する監督管理機関の質問に回答すること。 (vii) 個人情報保護影響評価を実施していること。 (viii) 個人情報主体の請求に基づき、本契約の写しを提供すること。 (ix) 本契約の義務を既に履行していることを証明するための立証責任を負うこと。 (x) 法令により中国の当局に対し移転先の契約履行に対する監査結果等の情報を提供すること。 (xi) 移転先の所在国・地域の法律環境等に関する評価を行うこと。

⁹ 標準契約規定案 2 条 2 項

¹⁰ 標準契約規定案における標準契約 2～4 条

移転先

- (i) 契約に従って個人情報を取り扱うこと。
- (ii) 個人情報主体の請求に基づき、本契約の写しを提供すること。
- (iii) 必要最小限原則を遵守すること。
- (iv) 個人情報の保存期間は取扱い目的の実現に必要な最短期間とすること。
- (v) 効果的な技術・管理措置を講じること。
- (vi) 個人情報漏洩が生じた場合に、是正措置を講じ、通知・報告等を行うこと。
- (vii) 一定の要件を満たさない限り、個人情報を中国国外の第三者に提供しないこと。
- (viii) (移転元の委託を受ける場合)再委託を行う場合に移転元の同意を取得し、再委託先を監督すること。
- (ix) 自動意思決定に関する制限を受けること。
- (x) 移転元の監督を受けること。
- (xi) 個人情報取扱いについて記録すること。
- (xii) 中国の当局による監督管理を受けること。
- (xiii) 移転先の所在国・地域の法律環境等に関する評価にあたり、既に最大限の努力を尽くして必要な関連情報を移転元に提供していること。

また、標準契約においては、個人情報主体は、第三者受益者として移転元及び移転先のいずれに対しても個人情報保護関連義務を履行するよう請求する権利が付与されている。かかる個人情報保護関連義務については、移転元による上記表明保証事項の(i)～(iii)、(vii)～(ix)、(xi)、及び移転先による上記表明保証事項の(i)～(vi)、(vii)、(ix)、(xiii)等が挙げられる¹¹。また、個人情報主体については、その救済ルートに関する条項が設けられ、移転元又は移転先の契約違反により権利を侵害された場合における賠償請求権が認められている¹²。

② 安全評価の場合における契約

安全評価弁法においては、移転元と移転先とが締結する契約に最低限定めるべき項目は規定されているものの、具体的な条項内容に関する定めはない¹³。かかる必要な事項についてどこまで定めれば良いかについては、同契約の内容が当局により行われる安全評価の審査対象となっていること¹⁴から、実務上、標準契約の内容を参照して作成するほうが無難であると思われる。特に、移転先の関連義務に係る定めについては、標準契約のレベルを下回らないことが求められる可能性が高いと思われる。

また、契約締結のタイミングについては、安全評価を申告する際に契約案を提出し、安全評価に合格した後に締結することが理想的ではあるが、安全評価の結果が出る前に契約を締結する場合は、安全評価の不合格による不利益を回避するために、かかる契約において安全評価の合格をその効力発効要件と定めることが推奨される¹⁵。

③ 安全認証の場合における契約

グループ内移転について、個人情報越境移転の前提手段として、安全認証を利用する場合は、移転元と移転先との間で安全認証規範に従い、最低限下記項目を含む契約を締結することが求められる¹⁶。

¹¹ 標準契約規定案における標準契約 5 条

¹² 標準契約規定案における標準契約 6 条及び 8 条

¹³ 安全評価弁法 9 条

¹⁴ 安全評価弁法 8 条

¹⁵ 安全評価弁法に関する CAC の記者会見(http://www.cac.gov.cn/2022-07/07/c_1658811536800962.htm)の内容に基づく。

¹⁶ 安全認証規範 4.1 条

- (i) 移転元と移転先の基本情報
- (ii) 越境移転の目的及び関連した個人情報の類型及び範囲
- (iii) 個人情報主体の権益を保護するための措置
- (iv) 移転元の個人情報越境取扱規則と共通の規則を遵守し、個人情報の保護水準が中国の個人情報保護に関する法令を下回らない旨の移転先による承諾
- (v) 認証機構の監督を受け入れる旨の移転先による承諾
- (vi) 個人情報保護に関する中国の法律の管轄を受け入れる旨の移転先による承諾
- (vii) 中国国内において法的責任を負う主体
- (viii) その他法律・行政法規上の義務

また、安全認証規範 5 条では、個人情報主体の権利保護のために、個人情報主体の権利並びに移転元及び移転先の義務に関する定めが設けられている。かかる内容がどのような形で反映されるのか、同規範の規定上明確ではないものの、移転元と移転先との間で締結する契約に盛り込むことが求められるのではないかとと思われるため、かかる契約を作成する際に当該部分を考慮することが推奨される。

5. 終わりに

PIPL38 条 1 項を巡る立法活動が進み、安全認証規範、標準契約規定案、安全評価弁法及び安全評価申告ガイドラインが続々と登場したことにより個人情報越境移転の前提手段の運用についてのルールが明確化されつつあり、朗報であるといえる。一方、グローバル企業を含む個人情報取扱者にとっては、課題も多く提示されている。個人情報越境移転の前提手段の選定から共通事項である個人情報保護影響評価の実施及び個人情報越境移転関連契約の作成まで、移転元には、高度な対応能力が求められている。とりわけ、2022 年 9 月 1 日から施行される安全評価弁法によれば、その施行前に既に実施されている個人情報越境移転が同弁法の規定に適合しない場合には、その施行日から 6 か月以内に(つまり、2023 年 2 月 28 日までに)是正を完了することが求められている¹⁷ため、安全評価を要する場面においては、2023 年 2 月 28 日までに、取り扱う個人情報の整理・分類、制度構築、移転先の社内体制及びその所在国・地域の法律環境やサイバーセキュリティ環境等に対するデューディリジェンスなど、比較的時間を要する作業を完成させる必要があるのみならず、安全評価の申告から CAC による安全評価の結果を得るまでの時間を確保する必要もある。また、移転先についても、個人情報越境移転による個人情報の受領に備えた社内体制の整備が求められている。グローバル企業にとっては、中国の個人情報越境移転に係るコンプライアンス面の対応が真に刻下の急務であるといわざるを得ない。PIPL38 条 1 項を巡る立法の現状を踏まえ、中国の個人情報越境移転に係る規制を念頭に、専門家の力を借りながら、個人情報保護に係るグローバル戦略・体制の見直しを検討することが望ましい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹⁷ 安全評価弁法 20 条